

芝公園駅周辺の放置自転車対策について

1 経緯

都営三田線芝公園駅周辺における放置自転車対策について、令和元年7月に、芝公園二丁目5 1 3 番4の国有地（以下「本国有地」といいます。）を自転車駐車場及び自転車シェアリングポートの用地として取得するため、国と見積合わせをしましたが、合意に至りませんでした。このため、取得は見送ることとし、令和2年3月から3年間借り受け、同年6月に暫定自転車駐車場を開設するとともに、自転車シェアリングポートを併設し、同駅周辺を自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」といいます。）に指定しました。その後、本国有地は借受期間が終了したため、令和5年2月に暫定自転車駐車場を区道上及び都道上に移設し、国に返還しています。

本国有地について、令和6年4月に再度、国から土地取得等要望の照会を受けたため、改めて国に取得を要望し、令和7年8月に見積合わせをしました。その結果、本国有地を取得できることとなったため、当該用地を取得し、（仮称）芝公園駅自転車駐車場を整備するとともに、自転車シェアリングポートを設置します。

2 本国有地の概要

芝公園駅から至近距離に位置し、都道第4 0 9号線（日比谷通り）及び都立芝公園に面し、首都高速道路芝公園入口北側に位置しています。

- （1）所在地 港区芝公園二丁目5 1 3 番4（地番）（別紙参照）
- （2）地 積 1 2 6 . 1 2 m²（公簿・実測）
- （3）用途地域等 第二種住居地域、指定容積率2 0 0 %、指定建ぺい率6 0 %
都市計画公園計画区域内、第二種風致地区

3 （仮称）芝公園駅自転車駐車場の整備等概要

芝公園駅周辺における放置自転車対策として、本国有地に自転車駐車場を整備します。あわせて、自転車シェアリングポートを1 0 台分設置します。

- （1）施設名称 （仮称）芝公園駅自転車駐車場
- （2）構 造 地上自走式（ラック式）
- （3）収容台数 自転車7 0 台（うちチャイルドシート付自転車対応4 0 台）
- （4）開 設 令和8年9月（予定）

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月	令和7年第3回港区議会定例会 （土地購入費補正予算議案提出）
令和7年10月	国に土地売払申請
令和7年11月	国と土地売買契約締結
令和7年12月	芝公園駅第2暫定自転車駐車場（都道上）閉鎖
令和8年2月	令和8年第1回港区議会定例会 （自転車駐車場設置条例議案提出）
令和8年4月～8月	自転車駐車場整備工事 自転車シェアリングポート設置
令和8年9月	自転車駐車場開設 自転車シェアリングポート開設

位置図・案内図



自転車等の放置禁止区域
 都営三田線芝公園駅出入口

※出典：地理院地図（地理院地図を加工して作成）



本国有地の現況写真